

相模原市自転車活用推進計画（改定版）（案）



（令和2年度～令和9年度）

【概要版】

計画策定の趣旨と位置付け

自転車は日常生活において、身近で便利な乗り物として、通勤、通学、買い物、レジャーなど、様々な場面で利用されています。

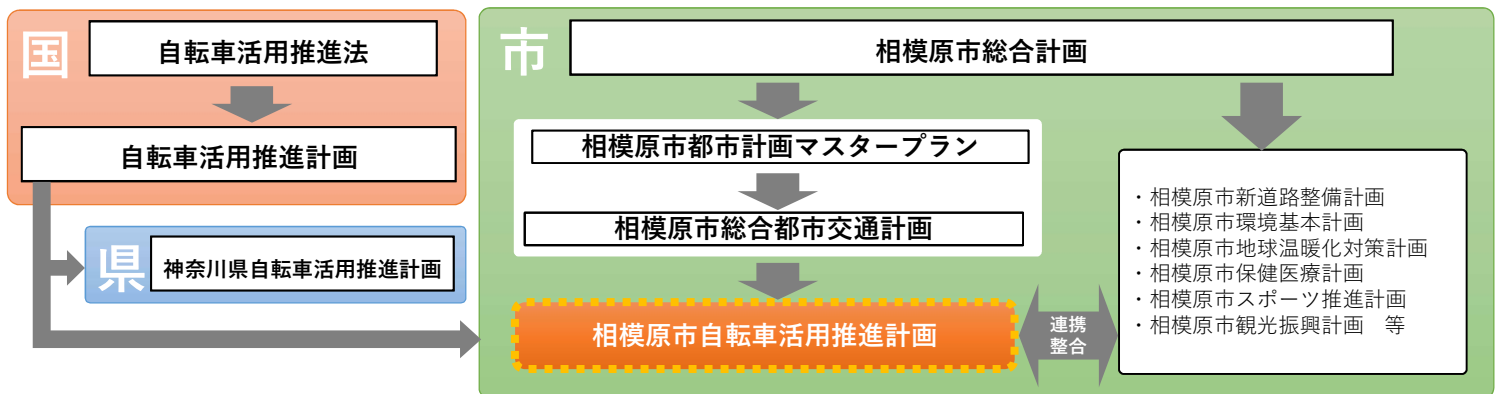
本市には緑区・中央区・南区の3つの行政区があります。中央区・南区は平坦地が多く、市民の身近な交通手段として自転車が多く利用されており、緑区は山間部で起伏に富んだ地形を有し、東京2020オリンピック競技大会では、緑区内の道路が自転車ロードレース競技コースの一部として設定されるなど、これを機に自転車に対する市民の関心が高まり、市民が自転車を活用する機会の増加も想定されます。

一方で、市内における全交通事故件数に占める自転車事故件数の割合は、県内でも依然として高いことから、平成29年12月には、「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」（平成29年相模原市条例第57号）を制定し、自転車事故に備えた自転車損害賠償保険等への加入を義務付ける規定を県内で初めて設けました。

このようなことから、これまでに本市が取り組んできた自転車等の安全対策や放置自転車対策などについても、より一層推進していく必要があります。

また、自転車は、環境負荷が少なく、健康志向の高まりなどを背景に様々な場面で活用が期待されており、平成29年5月には、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「自転車活用推進法」（平成28年法律第113号）が施行されました。

本市においては平成24年3月に「相模原市自転車対策基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、総合的な自転車対策を推進してきましたが、同法の趣旨を踏まえ、基本計画に「自転車の活用」という観点等を加えた新たな計画として、令和2年3月に「相模原市自転車活用推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。



改定のポイント

本計画は計画期間を前期・後期に区分し、前期の最終年度である令和5年度に後期の実施に向けた中間見直しを行いました。

前期における施策の進捗状況の評価・検証の結果、23項目の施策は引き続き継続するものとし、成果指標を一部改定するとともに、法制度の改正や市の関連計画等との整合性の確保に留意し、施策内容の時点修正を行いました。見直しによる主な変更点は以下のとおりです。

1. 成果指標の変更

前期において目標値を達成したサイクルスポーツの推進に関する成果指標を変更し、新たな成果指標（国際自転車ロードレース大会の観客数及びライブ配信視聴者数）を設定しました。

2. 道路交通法の改正の反映

道路交通法(昭和35年法律第105号)の改正により、令和5年4月から全ての自転車利用者に対して自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことや、同年7月から電動キックボードに新たな交通ルールが適用されたことを受け、自転車等の安全利用のための広報・啓発活動の推進に関する取組内容を一部修正・追加しました。

3. サイクルツーリズムの推進に係る取組内容の更新

令和4年11月に策定した「相模原市サイクルツーリズム推進プラン」との整合を図り、サイクリング環境の整備やサイクリスト向け観光PRに関する取組内容を一部修正・追加しました。

基本理念

地域ぐるみで人に優しく安全で安心できる自転車利用環境の実現

① 安全で快適な歩行者・自転車通行環境を構築します

自転車道や自転車レーン等の整備・拡充を図るとともに、危険箇所などにおける歩行者・自転車の通行区分の明確化や放置自転車対策を強化するなど、歩行者や自転車が共に安全で安心して通行できる環境づくりに積極的に取り組みます。

- ① 自転車通行環境ネットワークの形成
 - 1 自転車道等の整備・拡充
- ② 歩行者・自転車等通行環境の改善
 - 2 歩行者・自転車等通行危険箇所への対策
 - 3 自転車通行空間確保の促進
 - 4 通学路における交通安全の推進
- ③ 放置自転車の解消
 - 5 放置自転車対策の強化



② 自転車等の安全・適正利用を促進します

市・地域・関係機関が連携・協働して、自転車等の交通ルールやマナーの周知・啓発を進めるとともに、交通安全教育の充実に努め、自転車等の安全・適正利用を促進します。

- ④ 自転車等の交通ルール・マナーの周知・啓発活動の推進
 - 6 ライフステージに応じた自転車等の交通安全教育の推進
 - 7 市・地域・関係機関の連携・協働
 - 8 自転車の安全性の確保



③ 多様な駐車需要に応じた自転車駐車場の整備・運営を進めます

多様な駐車需要や地域の特性等に配慮した自転車駐車場・駐車スペースの確保に努めるとともに、自転車駐車場の利便性・安全性の向上や更なる利用促進を図るため、施設・設備の改善や利用者サービス及び管理運営体制の充実等に向けた取組を進めます。

- ⑤ 自転車駐車場・駐車スペースの確保
 - 9 自転車駐車場の充実
 - 10 駐車スペースの確保に向けた新たな制度の検討
- ⑥ 自転車駐車場の利便性・サービス向上
 - 11 施設・設備の改善
 - 12 料金体系等の見直し
 - 13 利用者サービスの充実
- ⑦ 自転車駐車場の防犯・安全性向上
 - 14 管理運営体制等の充実
 - 15 施設の計画的な修繕・再整備



基本理念

環境負荷の低減や健康づくりなど自転車を活かしたまちづくりの実現

④ 公共交通や自転車への利用転換をはじめ、環境負荷の低減、健康増進を推進します

自転車利用環境の向上と合わせて、自動車から公共交通や自転車への利用転換を促すとともに、近距離移動手段としてのみならず、環境への配慮や健康づくりなど、自転車を活かしたまちづくりを進めます。

- ⑧ 自転車利活用の推進・促進
 - 16 シェアサイクルの導入
 - 17 まちづくりと連携した自転車施策の推進
 - 18 公共交通機関と自転車の相互利用の促進
 - 19 自動車から公共交通や自転車への利用転換の促進
 - 20 自転車活用による健康増進の普及啓発
 - 21 引取り手のない自転車の活用



⑤ 東京2020オリンピック競技大会を契機とした自転車活用を推進します

サイクルスポーツやサイクルツーリズムを通じて、自転車に親しむきっかけづくりや市内外からの誘客を図り、地域・経済の活性化を図ります。

- ⑨ サイクルスポーツの推進
 - 22 本市の多様な地域資源を活かした特色と魅力ある大会、イベント等の開催・誘致
- ⑩ サイクルツーリズムの推進
 - 23 サイクルツーリズムの積極的な推進

- ◆サイクリング環境の整備
 - ・コース開発・発信事業
 - ・サイクルステーション整備事業 など
- ◆サイクリスト向け観光PR
 - ・エリアを熟知したサイクリストによるコース情報発信
 - ・人気コースをもとにしたコースMAPの作成 など



提供：ツアー・オブ・ジャパン組織委員会

計画の推進

成果指標

- ◆本計画で掲げている基本理念・基本目標の実現に向けて、各施策の取組による効果を的確に把握するため、各基本方針に対して成果指標を設定します。
(自転車道等の整備延長、放置自転車等の台数、自転車の交通事故件数、自転車損害賠償保険等への加入率、市営自転車駐車場の一日平均利用者数、国際自転車ロードレース大会の観客数及びライブ配信視聴者数、入込観光客数(イベントを除く。))
- ◆成果指標の基準値は、本計画策定時に把握できる最新の数値とし、目標値は、基準値から8年後の数値とします。中間見直しにより新たに設定した成果指標については、基準値は見直し時に把握できる最新の数値とし、目標値は、基準値から4年後の数値とします。

持続可能な開発目標(SDGs※)を踏まえた自転車活用の推進

- ◆SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールで構成されています。
本計画においては、SDGsを踏まえ、相模原市総合計画とも整合を図りながら自転車の活用を推進していきます。(※SDGs：Sustainable Development Goals)

推進体制

- ◆本計画の着実な推進を図るため、市・地域・関係機関が情報や課題等の共有化を図り、連携・協働して施策を推進するとともに、国・県・近隣市町村とも連携を図りながら取り組みます。



相模原市自転車活用推進計画（改定版） 【概要版】

発行 令和6年3月
編集 相模原市 都市建設局 土木部 道路計画課
〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2-11-15
TEL：042-769-8374
FAX：042-769-5822
Eメール：doukei@city.sagamihara.kanagawa.jp